

名張市工事成績評定要領

平成20年8月1日 制定
平成22年6月1日 改正
平成26年6月1日 改正
平成28年4月1日 改正

(目的)

第1条 この要領は、名張市の発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図るとともに、当該工事の契約者（以下「受注者」という。）の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、名張市が所掌した工事について行うものとする。ただし、工事の性質により評定の必要がないと認めるものはこの限りでない。

(評定の内容)

第3条 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物等の出来形及び品質等を評価するものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、監督職員、事業担当室長及び検査職員とし、次に掲げる者とする。

- (1) 監督職員は、名張市工事検査要綱第2条第3号に定める者をいう。
- (2) 事業担当室長は、名張市工事検査要綱第2条第2号に定める者をいう。
- (3) 検査職員は、名張市工事検査要綱第3条第2項に定める者をいう。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して工事1件ごとの確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定は、工事成績調書（様式第1号）により行うものとする。
- 3 工事成績調書は、次に掲げる工事成績採点表を使用し、項目別及び細別ごとに記載されている評価対象工種において適切に評価し及び採点した上作成する。
 - (1) 監督職員は、工事成績採点表（別紙1）を使用する。

(2) 事業担当室長は、工事成績採点表（別紙2）を使用する。

(3) 検査職員は、工事成績採点表（別紙3）を使用する。

4 高度技術、創意工夫、社会性等の採点に関しては、受注者が実施状況を高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書（様式第2号）により提出できるものとし、提出のあった場合は、これも考慮する。

（評定の時期）

第6条 監督職員及び事業担当室長は工事が完成したとき、検査職員は検査を実施したときにそれぞれ評定を行うものとする。

（評定の区分）

第7条 評定の区分は、次に掲げるとおりとする。

ランク	評定点	判 定
A	100 ~ 85	他の模範となる優秀なもの
B	84 ~ 80	優秀なもの
C	79 ~ 75	標準的な中で優秀なもの
D	74 ~ 65	標準的なもの
E	64 ~ 60	今後改善すべき事項があるもの
F	59 ~ 55	今後改善すべき事項が多いもの
G	54 ~ 0	今後入札参加に影響を及ぼすおそれのあるもの

（評定の結果報告）

第8条 監督職員は、各評定者の評定完了後、速やかに当該工事の検査職員に工事成績調書（様式第1号）及び工事成績採点表（以下「工事成績調書等」という。）を提出するものとする。

2 検査職員は、検査終了後、前項の工事成績調書に自己の評定を記入し、工事成績調書等を整理し、速やかに市長に報告するものとする。

（評定の通知）

第9条 市長は、前条の報告があった日から起算して14日以内に受注者に対して、評定の結果を工事成績通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（評定の説明依頼）

第10条 受注者は、市長に対して前条の規定による通知を受けた日から起算して14日以内に、工事成績説明依頼書（様式第4号）により、評定について説明を求めることができる。

2 市長は、前項の依頼書を受けた日から起算して14日以内に、工事成績説明書（様式第5号）により、回答するものとする。

（再評定の依頼）

第11条 第9条の規定による通知を受けた者は、市長に対して通知を受けた日から起算して40日以内に、工事成績再評定依頼書（様式第6号）により、再評定を求めることができる。

（再評定）

第12条 市長は、前条の依頼書を受けた日から起算して40日以内に、名張市入札審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て再評価を行い、工事成績再評定回答書（様式第7号）により、回答するものとする。

2 前項の委員会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年8月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

（1）名張市工事成績評点要領

（2）名張市工事成績通知要領

附 則（平成22年6月1日）

1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成26年6月1日）

1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。